会 議 名	令和6年度第1回武蔵村山市行政評価委員会
開催日時	令和6年7月5日(金)午後1時58分から午後3時59分まで
開催場所	3 0 1 会議室
報告事項	令和6年度における行政評価の実施について
議題	1 事務事業の外部評価について2 その他
結 論 (決定した方 針、残された問題点、保留事項 等を記載する。)	議題1 事務事業の外部評価について 「No.3 公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業」、 「No.5 消費生活展実行委員会交付金交付事業」及び「修学旅行・移動教室保護者負担軽減事業」について、外部評価を実施した。 議題2 その他 特になし。
審(原順一ま (○●■ 経 等発、つ) を言同に と記容め 言 要説 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	報告事項 令和6年度における行政評価の実施について、会議資料に基づき事務局から説明した。 【質疑・意見等】 (会議次第の「3 行政の目的」の一つに職員の意識改革とあるが、どのように意識改革につなげるのか。 「所管課による内部評価、当委員会による外部評価を合わせて行政評価制度という一つの仕組みで実施しており、当委員会の意見は所管課にも伝えて事務事業の見直しを図ることとしている。また、外部評価の対象事務事業に限らず、所管課において事務事業の振り返りを行うとともに、事務事業推進に当たっての課題など職員に意識を持って取り組んでもらうことで、意識改革につながると考えている。 当委員会による外部評価の対象事務事業以外にも市の行政に関して意見を述べたい場合はどのようにすればよいか。 当委員会の審議対象でない事務事業であっても、当委員会の委員が何らかの機会に工夫改善が望ましいと気づいた際、それを発言する機会があるのかという主旨であると思う。 行政評価や行政改革など全体に関する意見について最後に話す時間はあるのか。 意見等があればまず事務局に提示していただければ検討していく。

- 他に質疑等はあるか。
- 特になし。

議題1 事務事業の外部評価について

■ 議題1「事務事業の外部評価について」説明する。

会議次第の3ページを御覧いただきたい。

当委員会では、行政評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、外 部評価を行うこととしている。

審議の流れは昨年度とおおむね同様となるが、最初に所管課から 事務事業の概要や課題等について説明し、その後、所管課による内部 評価の結果を踏まえて、委員の皆様から当委員会による外部評価と して意見をいただくという流れである。

また、評価していただく内容については、所管課による内部評価を 踏まえて、会議次第の3ページ及び4ページに記載した外部評価調 書によって行っていただきたいと考えている。

評価の手順については、まず、「視点別の評価」として事務事業の 実施状況や実績などを「妥当性」、「有効性」、「効率性」の三つの視点 で評価していただき、その結果を踏まえながら、今後の方向性を含 め、総合的に評価を行ってもらいたいと考えている。

続いて、会議次第の5ページを御覧いただきたい。

本日は、資料『令和6年度第1回外部評価対象事務事業【評価調書・補足資料】』の1ページの収納課が所管する「公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業」、6ページの協働推進課が所管する「消費生活展実行委員会交付金交付事業」及び13ページの教育総務課が所管する「修学旅行・移動教室保護者負担軽減事業」の3件について、審議をお願いする。

なお、審議時間については、1件当たり35分程度としたいと考えているので、御協力をお願いする。

説明については、以上である。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

No.3 公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業|

公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業の概要及び内 部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 公金スマートフォンアプリ決済で収納できる税目に介護保険料は 含まれるのか。
- 含まれていない。介護保険料は口座振替のみ対応している。介護保 険料の徴収管理業務は高齢福祉課の所管だが、収納課の窓口でも介

護保険料を納付することができる。

- 税と料で取扱いが異なるという理解でよいか。
- そのとおりである。
- 公金スマートフォンアプリ決済と地方税共通納税システムにはど のような違いがあるのか。
- いずれもスマートフォンで納税することができる。公金スマートフォンアプリ決済は、納付書のバーコードを読み取り専用アプリで納税すると本事業による収納となる。一方、地方税統一QRコード(eL-QR(エル キューアール))、eL番号を通して地方税お支払いサイトで納税すると地方税共通納税システムによる収納となる。
- 本事業以外にもスマートフォンで納税できる方法があるということか。
- そのとおりであるが、使用方法に違いがある。本事業は、納付書の バーコードをスマートフォンで読み取り、決済アプリだけで手続が 完結する。地方税共通納税システムは、決済アプリ及び地方税お支払 いサイトにそれぞれアクセスする必要があるためひと手間かかる。
- ひと手間かかるにもかかわらず地方税共通納税システムを用いた 納付が多いのはなぜか。
- 地方税共通納税システムの件数のうち、決済アプリで納付した割合を示す根拠資料はないが、全体として当該システムを用いた収納件数は増えている。
- 仮に本事業を廃止しても実質的な影響は少ないと思われる。
- かえって納付方法が多くあることに混乱し、操作方法等が分から ない場合もあるかもしれない。
- キャッシュレス決済やスマートフォンの操作に不慣れな市民もいる。
- スマートフォンで税金を納める人は一定数いるため継続すべきだと思う。特に若い世代はキャッシュレス納税が便利だろう。
- 高齢者の中にはスマートフォンを所持していても、操作が苦手で 支払方法が分からない人もいるのではないか。
- スマートフォンによるキャッシュレス納税は高齢者には難しく、 窓口を利用できないと不便に感じることもあるだろう。
- 御指摘のとおり、高齢者からはコンビニで納付したいとの意見が 多かった。後期高齢者医療保険料は、今まで口座振替のみだったが、 令和6年度より納付書にバーコードを印字し、コンビニやスマート フォンアプリで納税できるよう環境を整備した。
- 納期内納付に係る収納率はどの程度なのか。
- 納期内納付という項目で集計はしていない。市税全体の収納率は 令和5年度末で98.5%である。
- デジタル化が進んだことで督促回数に変化はあったのか。
- 令和3年度、令和4年度及び令和5年度はいずれも収納率98. 5%であり、督促回数も特段変化はないと考えている。
- 収納率を向上させる効果というより、納税する市民の利便性と市

側の事務コストの低減のため、本事業を継続していくのか。あるいは他の自治体と同様、本事業を廃止したいのか。

- 収納率を維持しつつ、市民にとって納税しやすい環境を整備する という観点から本事業を継続したいと考えている。
- 多様性を踏まえると様々な方法で納付できる方がよいと理解できる。

一方、参考資料「口座振替・コンビニエンスストア等納付状況」に ある令和5年度における納付方法ごとの収入件数を比べると、令和 5年度から新たに開始した地方税共通納税システムを用いた納付は 増え、公金スマートフォンアプリ決済を用いた納付は減っている。

それを踏まえて、このまま本事業を継続していくべきか、あるいは 他の自治体で廃止した経過から同様に廃止を考えていくべきかが論 点となるだろう。

- 1件当たりの手数料が高いという以外に市側の課題はあるのか。 市側の事務負担が増え、事務が混乱するということでなければその まま継続し、その逆なら廃止を考えていくのも致し方ないと思料す る。
- そのようなことはない。
- 参考資料にある令和 5 年度における収入件数の割合を確認したい。口座振替 2 7.5%、コンビニ納付 3 3.0%、スマートフォンアプリ決済 1.4%、共通納税システム 1 8.5%で合計 8 0.4%となるが、残りの 1 9.6%は窓口納付の割合という理解でよいか。
- そのとおりである。
- 市としては可能な限り窓口で直接現金を取り扱わずに、窓口納付 以外のサービスを利用して納税してもらう方が効率的だという考え なのか。
- 市あるいは銀行も同様であるが、窓口で公金収納を取り扱う際の 事務コストが大きいという課題がある。近年は全国的にキャッシュ レス化が推進され、納付書のペーパーレス化の取組も進んでいる。
- 最近、メガバンクの窓口で納付書による支払いができないことも 関係するのか。以前、銀行窓口で納付書が取り扱えず、ATMで支払 うには事前にアプリ登録しないと電子マネーも使用できないと案内 され、その場で支払えなかったことがある。
- 最近の傾向として、窓口の事務コストを減らす目的で、特にメガバンクにおいては昨年頃から窓口の公金収納を廃止している。また、地方銀行においても、窓口の公金収納に係る手数料を有料化し市へ請求する動きが広まっている。その対応策としてデジタル化を推進し、キャッシュレス化を図りたいと考えている。
- 銀行の対応が変更し、市に問合せはあるのか。
- 銀行窓口で納付書で支払えない場合の対処方法の問合せや、スマートフォンアプリ決済や地方税お支払いサイト等への対応が難しい 又は利用方法が分からないといった市民からの問合せは増えている。
- 納付書裏面を確認することで公金取扱金融機関から対象の銀行名

が削除されていると気づくが、注意深く読まないと以前との違いが 分かりにくい。

- 納付方法が拡充されて利便性は高まっているが、今まで利用できていた方法がある時を境に利用できなくなり、その旨の案内は現状では分かりにくく、市民にも伝わっていないように感じる。
- 今までの取扱いを廃止した場合はその旨を案内するが、廃止後に 発布する納税通知書に改めてその旨を記載し、その都度、継続して案 内することはしておらず、周知が足りていない可能性はあると思わ れる。一方、新たに開始したサービス等は取組を推進するためPRす る機会が多い。
- 銀行の取扱いが変更した際のお知らせや納付書の記載内容、それら問合せに対する説明の仕方には工夫改善の余地があると思う。
- 本事業には直接かかわらないものの、納付しやすさという観点から考えると、そういう問合せがあった際にサービス内容の説明や変更点等をしっかり伝えることが望ましい。
- 市が支払う手数料は納付方法によって異なるのか。
- 1件当たりの手数料として、令和5年度は口座振替11円、コンビニ納付60.5円、スマートフォンアプリ決済60.5円、共通納税システム36.3円だった。なお、令和6年度より、コンビニ納付及びスマートフォンアプリ決済は1件当たり88円に、共通納税システムは1件当たり55円に増額している。
- 事業経費はどの程度なのか。
- 市が負担する事務コストは、手数料1件当たりの金額及び人件費となる。係長及び会計年度任用職員が事務を担っており、職員は1日8時間勤務で20日間、会計年度任用職員は1日6時間勤務で20日間のうち、係長2時間、会計年度任用職員1時間の月間24時間を計上している。人件費に大きな変動はなく、事務負担も変わらない。
- 本事業は納付環境を多様化して納めやすくする目的があり、廃止 しても、市民にとって実質的にそれほど影響はないと思われるが、市 側の事務コストはそれほど変わらない。多様性を重んじるならば市 民のために納付環境を維持すべきだろう。
- 本事業の目的に自主財源に努めるとあるが、どのような意味なのか。
- 納付方法の多様化により納付しやすい環境を整備し、より納税に 結び付けることで自主財源を確保するという意味である。
- 納期限に自動引落される口座振替の利用割合が90%程度になれば市の事務負担も軽減されるだろう。
- 市としては納め忘れがなく納期限に確実に納付され、手数料も一番安価である口座振替を最も推進したいと考えている。
- 例えば市都民税は年4回支払うが、一度に全額支払った場合の手数料は1件として計算され、3件分の手数料はかからないのか。
- その場合の手数料は4件と計算される。
- 手数料は公表しているのか。
- あまり公表していない。納付方法ごとの収入件数は歳入歳出決算

の審議の場などで提出している。

- 自主財源の確保や事務コストの低減を考慮すると、口座振替の利 用率を高めることが最も効果的である。
- 1件当たりの手数料が市の負担だと知れば、より手数料が安価な 納付方法に変更しようと考える市民もいるかもしれない。
- 手数料は税金から市が負担しているため、市民にとっては自分で 直接支払う感覚が薄いと思う。口座振替を推進しているとPRすれ ば市の歳入を増やすことにもつながるだろう。
- 納付書に口座振替の案内が同封されているものの、それだけでは 市が推進する理由が市民に明確に伝わらない。

1件当たり数十円の手数料でも全件合算すれば市にとって負担が大きい。それなら1件当たり11円の手数料である口座振替を考えようという市民もいるはずなので、公表しても差し支えない情報でなければ周知してみてもよいと思う。

- 市が推進する口座振替の利用率を高めるとともに、市民にとって も意識が醸成され双方にとって良い選択にもつながるだろう。
- 大変貴重な意見として受け止める。
- これまでの話をまとめると、本事業は、市税等の納付方法の多様化により利便性の向上を図るものであり、一定の意義が認められる。また、公金スマートフォンアプリや地方税お支払いサイトなどを活用したキャッシュレス決済による市税等の納付件数が増えていることから、今後も継続することが適当である。

しかしながら、自主財源の確保や事務コストの低減の観点からは、納付方法によって異なる手数料などの経費を明確にし、市と納税者の双方にとって最も効果的な納付方法を選べるよう周知方法等を検討することが望ましいと思料する。

また、納付方法や取扱い金融機関の変更が分かりにくいことから、 納税者が混乱なく納付できるよう周知方法等について工夫改善する ことを求めたい。

№.5 消費生活展実行委員会交付金交付事業

消費生活展実行委員会交付金交付事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- くらしフェスタは、どれ程前から開催されているのか。
- 以前は消費生活展という名称で開催しており、平成30年度に現在の名称に変更した。令和2年度はコロナ禍で開催を中止したが、消費生活展としては平成29年度に第45回消費生活展を開催しているので長い歴史がある。
- 名称を変更しても本事業の目的や趣旨は同一ということか。
- そのとおりである。
- 公募による実行委員会形式を採用し、参加希望団体を決めるということだが、消費生活センターも公募で参加するのか。

- 消費生活センターは公募ではなく、市の機能の一部として参加している。
- 参考資料「令和5年度武蔵村山市みんなのくらしフェスタ実施報告書」にある村山サポートプロジェクト(以下「MSP」という。) やママトコなどの参加団体について、毎年同じ団体が参加するのか、 それとも入れ替わるものなのか。
- 実施報告書に記載した団体はおおむね2、3年継続して協力いた だいている団体である。
- ホームページを見るとしっかりした活動をしている団体が多い。 公募により集まった団体は、自分たちの活動に関連するパネル展示 やものづくりを実践し、1年に1回、消費者意識の啓発のためくらし フェスタを開催していると理解すればよいか。
- そのとおりである。
- わざわざ公募しなくても参加希望団体は集まるのか、又は呼びかけないと集まらないのか。
- 公募しても参加希望団体が集まらず所管課で各団体に呼びかけている。

先ほど述べたとおり、令和5年度に構成した団体は、2、3年協力いただいている団体である。それ以前に実行委員会を担った団体は1団体が解散、高齢化に伴い活動規模を縮小した団体もあり参加が困難になったとの話があった。

- 実行委員会に対し最大30万円を交付しており、主にハンドメイ ド作品やパネル展示に係る材料費に充てられるが、内部評価は市が 負担することに有効性や効率性があるのかという課題を挙げてい る。
- 補足として、令和5年度の実質経費25万円のうち、交付金の使途として、集客のためにくらしフェスタ内で設けているイベントに係る費用が大半を占めており、パネル展示に係る費用は6万円程度である。
- くらしフェスタ参加者の年齢層をみても比較的に若い世代が多く 親子連れが多い印象である。
- 実行委員会を構成する団体のうち、子育て支援団体が2団体、JOYINTO(以下「ジョイント」という。)という中高生のダンスイベントを主催する団体が含まれており、その団体の関係参加者が多かったためである。
- ジョイントは市内で活動しているのか。
- 市内でも活躍しており、近隣市でもイベント等に参加していると 聞いている。
- MSPは協働事業提案制度の育成プログラムでサポートを受けた 団体であるが、市が積極的に関与し育成した団体がくらしフェスタ でも活躍しており評価できる。
- 内部評価はくらしフェスタ参加者が195人と少なく、実行委員会は市の交付金のみで運営し自己資金を活用していない点を挙げている。実行委員会形式で開催する場合、市の交付金以外に自己資金を

用いて運営することが一般的なのか。

- 他のイベントにおいても市からの交付金に依存して運営している ケースが多い。市としては、交付金の範囲内で実施するだけでなく、 イベント内で収益を確保する方策を検討するなど、参加団体自身で 予算確保に努めてほしいと考えている。
- イベントは収益が見込めるものと言えるのか。
- 令和5年度はハンドメイドづくりで作品を作製したため、今後、参加者から実費相当の負担を求めることなどの検討を考えている。
- そもそもくらしフェスタを開催することが消費者意識を高めるためにどの程度効果があるのかという点もある。
- 令和5年度決算額は令和4年度と比較して減少しているが、令和6年度予算額は30万円を計上しているのは何故か。
- 各年度の予算額はいずれも30万円を計上している。決算額は実際にくらしフェスタ開催に要した経費の実支出額を交付金として交付している。
- 現状ではくらしフェスタを成功させるには本交付金が必要であり、予算を減額する目的はないと考えてよいか。
- 御指摘のとおりであるが、くらしフェスタの参加団体も来場者数も多いとは言えない。今後は予算額を同額としても来場者数を増やす、又は一部予算額を減らしても同等以上の来場者数を確保できればよいと考えている。
- デエダラまつりへの出展は難しいのか。
- くらしフェスタ実行委員会が形成されていないため、令和6年度 デエダラまつりへの出展は難しい。今後、くらしフェスタの運営方 法等を見直す中で、他のイベント内での実施も一つの方策として検 討していきたいと考えている。
- 他のイベント内でくらしフェスタを開催できれば、集客のために 行うイベントのコストは削減できるのか。
- パネル展示だけでなく、出展ブースまで来場者が出向くよう啓発物品の配布や、どういった取組にするかを検討する必要はあるものの、現行の単独主催でイベントを行うより集客に力を入れなくて済むと考えている。
- 交付金の課題よりも、本事業の趣旨を踏まえると、くらしフェスタを継続する上で、消費生活センターを除く他の消費者団体の育成を考えていかなければならない。市のサポートにより成長して活躍するMSPのように、自分たちの活動に加え、くらしフェスタの機会を利用して更にその活動の活性化につながることは理想的だと言える。
- 消費者意識の向上を図ることを考えると、関連団体の裾野を広げ、団体を育成することを総合的に考えていかないと難しいと思料する。市民に幅広く周知させるため、集客力の高い他のイベントと合同で実施し、市民に消費者団体の存在を知ってもらう機会を創出することは有効だと思料する。昔はパネル展示中心で行っていたが、長く継続してきたくらしフェスタの在り方そのものについて根

本的な見直しをしなければならないと思われる。

- 仮にくらしフェスタを廃止した場合、市民への影響はあるのか。
- これまでと同等以上に、消費者意識の啓発・向上させていかなければならず、くらしフェスタの廃止は難しいと考えている。
- 実行委員会の委員はどういう意識を持っているのか。
- 参加団体の中には消費者意識啓発に積極的な消費者団体もいるため、くらしフェスタを廃止すると失望すると思われる。その他の団体は、自分たちの活動が充実しているのであれば廃止されても影響は少ないと思われる。
- 開催時期が1月であるが、この時期に実施しないといけないもの なのか。
- 必ずしもこの時期にやらなければというものではない。
- 実行委員会を担う団体がイベント規模を拡大したい、裾野を広げたいという意識があるかは不明だが、デエダラまつりに参加することで出展ブースに立ち寄る人も多くなるため、他のイベントとタイアップさせた方が本事業も盛り上がると思料する。
- より集客力の高い他のイベントとの合同実施を考えるなら、補助 内容も、それに合わせて検討する必要があると思われる。消費者意 識の向上というテーマが難しく、長い活動の蓄積があるため集客力 が低いという理由のみで廃止はできない。消費者団体の育成や異業 種の他団体とコラボしながら、くらしフェスタの位置付けを検討 し、活性化させることが望ましい。
- 消費生活センターや生活クラブが活動に積極的なのか。
- 手元の資料では生活クラブは平成28年度以降参加しており、お そらくそれ以前から参加実績がある。くらしフェスタが廃止される と失望すると思われる。
- 市民の消費者意識の向上を図るため、市内の消費者団体はくらしフェスタを開催し活動しているが、自分たちと異なるネットワークを持つ他団体等とコラボすることにより、今までアプローチできなかった人にも集まってもらう機会が創出できるだろう。それなら実行委員会形式でイベント実施することを有意義に感じていると思料する。

逆に必ずしも直接的に消費者意識の向上にかかわらない団体にとっては、なぜ自分たちが行うのかという温度差が生じないよう調整を行い、異業種の他団体とのコラボによる価値が生まれるとよい。

● 現状は御認識のとおりである。実行委員会構成団体のうち中心で活動するのは多摩きた生活クラブ生協まち・武蔵村山(以下「生活クラブ生協」という。)である。チラシの印刷・発注や当日の会場配置など、当団体が人員を配置して全般的な事務を行い運営している。

それ以外の団体は小規模であり、構成人数も少なく一桁の団体が 多い。代表者がイベント開催に当たり意見を述べて、生活クラブ生 協が取りまとめて実務を担っている実態がある。

しかし、参加団体からは、実行委員会形式であることより他団体

交流が生まれ、様々な分野に向けて消費者意識の向上について情報 発信できているとの声がある。イベントの開催場所を変更しても団 体交流は生かしつつ、単独主催イベントではない方法で開催できる と理想的であると考えている。

- 参加者195人は少なく改善したいという方針は理解できるものの、デエダラまつりなどにそれぞれの団体が単独で参加することにならないか懸念する。
- 来場者の立場からすれば、様々な出展ブースやイベントが開催されていれば気分も高揚し、立ち寄る機会はあると思われる。単独主催よりも集客力を上げるなら大きなイベントに出展する方がよいだろう。
- デエダラまつり以外に主だったイベントはあるのか。
- 市内には福祉まつりやボランティアセンターが実施する元気フェスタがある。
- 実行委員会への意見も確認すべきだろう。実行委員会の意気込み 次第で変わるはずである
- これまでの話をまとめると、本事業は、消費者意識の向上を図るため、みんなのくらしフェスタ実行委員会が行うくらしフェスタの開催に必要な経費の一部を補助することにより、その活動の充実を図るものであり、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、実行委員会を構成する団体が集まりにくいことや、くらしフェスタへの参加者が少ないことが課題となっている。

よって、当委員会としても、所管課の評価と同様に消費者意識の啓発を図るため、集客力の高い他のイベントとの合同実施を検討する必要があると思料するが、検討に当たっては、本事業の趣旨に照らし、くらしフェスタの位置付けを明確にした上で、異業種の他団体と連携するなど、消費者団体の育成を支援し、より効果的な事業へと発展させていくことを求めたい。

No. 1 7 修学旅行·移動教室保護者負担軽減事業

修学旅行・移動教室保護者負担軽減事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 1人当たり移動教室 5,500円、修学旅行 8,700円の助成金 とあるが、実際にかかる費用の何割を助成しているのか。
- 令和5年度における小学6年生を対象とする日光移動教室は平均額37,908円であり、中学3年生を対象とする京都・奈良修学旅行は平均額69,544円であった。この金額から市の助成金を除くと保護者の負担額となる。
- なぜ平均額なのか。
- 学校により参加人数が異なり、借り上げるバスの台数に違いが生じることから金額も変動するため平均額としている。

- 学校によって保護者の負担額が違うということか。
- そのとおりである。
- 助成金額は変更していないのか。
- 長年変更していない。
- 昨年頃よりガソリン費や光熱費、物価高騰が話題となっている。所 管課による内部評価と同様、旅行費や宿泊費が上昇しているため、そ の実情に沿った助成金額に変更することを考える必要があると思料 する。
- 御指摘のとおり、令和元年度における日光移動教室は平均額34, 549円であり、令和5年度と比較して3,500円程度上昇してい る。同様に京都・奈良修学旅行は平均額64,880円であり、令和 5年度と比較して5,000円程度上昇している。

それを踏まえ、保護者の負担軽減を図る観点から、物価高騰等に伴い旅行費が上昇していることを鑑みて、助成金額の見直しを検討してもよいと考えている。

- 景気が悪く修学旅行等に児童生徒を参加させられないという保護 者はいないのか。
- 経済的な困窮が認められる場合は別の補助制度が適用され、就学援助の対象として実費負担分が補助される。また、生活保護世帯も同様である。
- 本事業は生活保護世帯の補助と別であると話があったが、全体の 費用を知りたい。助成金額は変動していないが、就学援助の額は上 がっているのか。
- 令和4年度の就学援助実績において、スキー教室に参加した中学生は170人で合計603万8,998円、日光移動教室及び京都・奈良修学旅行に参加した小中学生は190人で合計842万6,050円であった。なお、スキー教室については、令和3年度にコロナ禍で中止した当時中学1年生を対象とし、令和4年度に中学1年生及び中学2年生の二学年で実施したため当該年度の金額が増えている。
- 他市の同様の取組では本市と比べて高額で実施されているものもある。財政事情や市長の公約など様々な理由があると推測するが、本市の助成金額は低いのか。
- 一概に金額だけで比較することは難しく、自治体の判断によるものと考えている。例えば八王子市や武蔵野市は補助を実施しておらず、昨年話題になった港区はシンガポールへの旅行費として50万円を補助している。

近隣市の状況として、当初に各自治体で考案した助成内容を継続している現状があり、助成金額は従来からの金額設定だと聞いている。

- 助成金額は一律でなく市町村あるいは学校ごとに違うのか。
- 同じ市町村内であれば学校への助成は同額である。助成金額は15,000円から4,000円まで各市でばらつきがある。
- 本市における助成金額は何を基準としているのか。当時の旅行費

を参考に何割を助成すると決めて設けたのか。

- 御指摘にあるような基準を設けて金額を定めたと思われるが、当時の経緯が調査しきれず資料等では確認できていない。
- 学校関係者や保護者から制度の見直しや助成金額の変更を求める 声はないのか。
- そういう話を聞いた認識はないが、本事業の周知が足りないこと で制度そのものが知られておらず、保護者から声が上がってない可 能性もある。
- 保護者は市が助成金を支払っている事実を知っているのか。旅行 費の差額を請求されているだけなら気づかない可能性もある。
- 全児童生徒に配布する資料には修学旅行及び移動教室に係る市の助成金額を記しているが、それを実感する保護者は少ないのかもしれない。また、宿泊費に対し市から助成金を支出しているが、学校を経由して予約しているため、市の助成金という認識も薄いかもしれない。
- 実際にかかる費用と市の助成金額の双方を一目で分かるよう記載するか、明細書を同封してもよいだろう。
- 各家庭も市の姿勢や取組を知っていく機会が必要なので宣伝して もよいと思う。
- 税金で賄う以上、参加する児童生徒の保護者にも本制度を有り難いと感じてもらいたい。
- 保護者の立場からすると、助成金額が少なくても助成制度があることは有り難いだろう。しかし、昔に比べて修学旅行や移動教室の費用も高いため、その実情に合わせて制度の見直しを図る方がよいと思料する。
- 少子化の影響により、現行の助成金額のまま継続した場合、総事業 費は下がっていくのか。
- そのとおりである。
- 学校から増額に関する要望がないということは、宿泊費や家計の 負担が上昇しているものの、学校が望む学校外の教育活動の機会が 保てないわけではないのか。
- 工程は大きく変更しない。
- 総事業費が全体的に下がっているなら、物価高騰等を考慮して助 成金額を上げてもよいと思う。
- 給食費は無償化としているのか。
- 令和6年度から給食費無償化を開始している。
- 少子化も議論されており、市として教育や子育て施策に注力するなら、無償化や助成率を上げていくことも施策の一つとなるだろう。
- 少子化対策や子育て支援を重視する考えであれば、可能な限り保護者の負担を減らすため助成金額の見直しには二通り考えられるだろう。一つは、総事業費の予算を長期的に予測して支出額を決め、段階的に助成率を上げていく。もう一つは、物価高騰などのコスト変動に見合うよう助成率を上げていく。

○ この場で宿泊費の何割を助成するのが適正かという客観的な基準 を設けるわけにはいかない。

原則論として、修学旅行・移動教室は教育上、必要不可欠なものであり、教育は市民全体で支えるべきものであるため、義務教育に係る費用も可能な限り市全体で負担することが望ましいが、市の財政状況から保護者にも一定の負担をしてもらうこととしている。保護者への負担をどの程度求めるかは市の姿勢や教育方針によるだろう。家庭の負担なしに市民全体で支えるという強い方針を示すなら助成金の割合を増やすことが望ましいが、現状市の姿勢が不明確である。

- 助成金額が適正かは分からないが、現状において金額の増減に関する意見はない。現行のまま継続することを前提とした場合、修学旅行等の学校外の教育活動を支え、活動水準や実績を維持させるには、物価上昇等の変動があればそれを考慮し、助成金額を検討する必要があるだろう。
- これまでの話をまとめると、本事業は、市立学校が学校外で実施する修学旅行や移動教室の教育活動に係る費用の一部を市が助成することにより、保護者の負担軽減を図るとともに、教育活動の充実に寄与していることから、一定の意義が認められ、今後も継続することが適当である。

しかし、助成制度の規定がなく助成金額の基準が不明瞭となっており、まずは、事業の効果を検証し、保護者の負担軽減を図る観点から経済状況等を考慮した上で、必要に応じて助成金額の見直しを行うことが肝要である。

また、助成金額の見直しとは別に、本事業の趣旨に照らし、制度 を保護者により分かりやすく周知することが望ましい。

議題3 その他

■ 次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

会 議 の 公 開 ・ 非公開の別	☑公 開 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由	傍聴者:	0 人
会議録の開示・非開示の別	☑開 示 □一部開示(根拠法令等: □非 開 示(根拠法令等:)
庶務担当課	企画財政部 企画政策課(内線:374)		

(日本産業規格A列4番)